

「TPPの輪郭」(概要)

平成23年12月
外務省経済連携課

11月12日にTPP参加9か国が発出した「TPPの輪郭」の概要は以下のとおり。

1. 協定の5つの特徴

- (1) 包括的な市場アクセス(物品の関税や、サービス貿易及び投資の障壁の除去)
- (2) 地域全域にまたがる協定(地域の生産・サプライチェーンの発展を促進)
- (3) 分野横断的な貿易課題(規制制度間の整合性確保、競争力強化とビジネス円滑化、中小企業によるTPPの利用、開発(協力))
- (4) 新たな貿易課題(デジタル経済やグリーン・テクノロジー等の貿易や投資の促進)
- (5) 「生きている」協定(将来の貿易の課題や新規参加国の追加に伴う課題に対処するための協定の更新)

2. 範囲

- (1) 全ての重要な貿易及び貿易関連分野、これには、新たな貿易課題や分野横断的課題も含む
- (2) 特定の市場アクセスの約束(物品の貿易、サービス貿易、政府調達)
- (3) 高い基準の採用と、途上国メンバーのセンシティブティ等への適切な対応
- (4) 新しい分野横断的約束(中小企業の国際貿易への参加の促進等)

3. 協定条文案

事実上全ての交渉グループで統合条文案を作成。いくつかの分野でほとんど完成している一方で、更なる作業を要する分野もあり、各国意見の相違点については、括弧が付されている。以下の事項について交渉中の課題とその進捗状況につき要点を記載。

- ①競争、②協力及び貿易に関する能力の構築(「協力」)、③越境サービス、④税関(「貿易円滑化」)、⑤電子商取引、⑥環境、⑦金融サービス、⑧政府調達、⑨知的財産、⑩投資、⑪労働、⑫法律的事項(「制度的事項」及び「紛争解決」)、⑬物品市場アクセス、⑭原産地規則、⑮SPS(衛生植物検疫)、⑯TBT(貿易の技術的障害)、⑰電気通信、⑱一時的入国(「商用関係者の移動」)、⑳繊維・衣料品(従来は「市場アクセス」に分類)、㉑貿易救済

(注)①～⑳は、従来、我が国が作成してきた資料における21分野と基本的に同じものであるが、「21分野」と名称が異なっているものには下線、分野が結合・分割されているものには点線を付している。括弧内の斜体字は、従来用いてきた名称等。

4. 市場開放のパッケージ

- (1) 物品貿易: 関税譲許表はすべての品目(約11,000のタリフライン)をカバーする。また、共通の原産地規則を作成中。
- (2) サービス・投資: すべてのサービス分野をカバーし、高水準の成果を確保するため「ネガティブ・リスト」方式を基礎として交渉中。
- (3) 政府調達: 相互のセンシティブティを認識しつつ、参加国相互の政府調達市場へのアクセスを最大にするよう交渉中。

5. 今後の予定

TPP参加9カ国の首脳は、12月の初めに交渉担当者が会合を開き、その際に追加的な交渉会合の日程を調整するよう指示。

(了)